

栗原南部商工会会員の皆様へ

新型コロナウイルス感染症に対する対応方針について

栗原南部商工会

2.6.30

新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言が5月25日をもって全面解除され、6月19日からは、外出自粛の段階的緩和による都道府県をまたぐ移動の自粛要請の全面解除や、イベント開催制限の段階的緩和として、屋内での1,000人又は定員の50%の範囲内で人と人との距離を十分に保つことを条件に開催が可能となる等、様々な活動の制限緩和が進んでおります。

当会におきましても、そういった状況を鑑み、細心の注意を払いながら、段階的・前向きに活動の制限を緩和していきたいと考えております。

一方で、感染の第二波、第三波といった感染拡大の危険性に十分留意していく必要がある事から、これまでお示ししておりました新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対応方針につきましては、一部を緩和し新しい生活様式を取り入れながら下記の通り継続します。

なお、本方針につきましては、今後の状況を見極めながら適宜見直して参ります。

1. 開催する会議等について

○三役会・理事会・各部会・委員会及び青年部・女性部、委託団体等の役員会

上記の会議を開催する場合には、消毒液の設置や座席間隔の調整及びマスクの着用、並びに部屋の換気をするなど感染防止に努めます。

2. 事業等について

講習会・セミナー等については、消毒液の設置や参加者の座席間隔の調整及びマスクの着用、並びに部屋の喚起を徹底する等し、感染防止に努めて参ります。

3. 通常業務について

令和2年6月30日（火）現在、通常通りの業務を行っておりますが、様々な活動自粛の段階的緩和により再び感染者が拡大する事も想定されることから、ご来会される皆様と職員の安全確保の為の措置として、テレワーク等での対応を行う可能性があります。その際には改めてお知らせさせていただきます。

4. 窓口・巡回訪問について

窓口での対面による対応については、マスクを着用し距離を置くなどして感染防止に細心の注意を心がけます。

会員事業所を訪問する際は、マスクを着用し極力用件は短時間で済ませるよう心がけます。

5. 新型コロナウイルスに関する中小企業支援対策特別相談窓口の設置について

現在、新型コロナウイルスに関する中小企業支援対策特別相談窓口を設置し、この件に関する経営・労務・金融等の課題や不安に思われている部分に対する相談を受け付けております。また、国等の行政で実施している支援施策の情報も提供しておりますので、相談くださいますようお願い致します。

会員の皆様には、大変ご不便をおかけしますが、ご理解賜ります様お願い申し上げます。